

## 意見交換会において運営の細則として御検討いただきたい事項

1. 地域における連携体制の確保
  - 平素の連携体制(既存の連絡協議会等との関係の整理、窓口の設定)
  - ケア会議の体制(構成機関、窓口の設定)
  - 会議の開催単位、開催頻度
2. 処遇の実施計画の策定プロセス、対象者の個人情報に関するケア会議等での取扱い
3. 処遇に携わる関係機関の役割分担
  - 個別処遇が円滑に行われるための本制度の普及啓発の体制(精神保健に関する普及啓発の取組の現状)
  - 地域の社会資源に関する情報の整理と活用体制(精神病院、社会復帰施設、居宅生活支援事業者等に関する情報の整理状況)
  - 精神障害者の住居確保・あっせんの体制(医療機関から退院した後の精神障害者に係る住居の確保状況)
  - 精神障害者が地域での生活を長期にわたり継続できる体制(精神障害者に対して関係機関等が実施できるサービスの現状)
4. 緊急時の連絡体制、地域社会との情報窓口の設定

※ ガイドライン案への質問、意見等を適宜FAXで提出いただきたい。(第1次は4月中目途)

※ 本年6月を目途に開催予定の次回担当者会議において、いくつかの都道府県より本件に関する検討状況を御報告いただく旨考えられているところである。